

高松市マンション管理計画の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づく管理計画の認定等の事務に関し、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもの（次条で規定するものを除く。）のほか必要な事項を定めることにより、本市におけるマンションの管理の適正化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者等 法第2条第4号に規定する者をいう。
- (2) マンション管理適正化指針 法第3条第2項第3号に規定するマンション管理適正化指針をいう。
- (3) 管理計画 法第5条の13に規定する管理計画をいう。
- (4) 管理計画認定マンション 法第5条の18に規定する管理計画認定マンションをいう。
- (5) 長期修繕計画 省令第1条の8第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。

(管理計画の認定基準に適合することの事前確認)

第3条 法第5条の13第1項（法第5条の16第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により管理計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者は、当該認定申請をする前に、当該管理計画が法第5条の14各号（第4号については、法第3条第2項第3号に掲げるマンション管理適正化指針に関する事項に限る。）に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合するものであることについて、公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）の確認を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

2 前項の確認を受けようとする者は、省令第1条の8第1項各号に掲げる書

類をセンターに提出しなければならない。

(管理計画の認定申請)

第4条 管理計画の認定申請をしようとする者は、省令第1条の8第1項に規定する申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ同項各号に掲げる書類(前条第2項の規定によりセンターに提出したものと同一のものに限る。以下「添付書類」という。)及び前条第1項の規定により交付を受けた事前確認適合証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 省令第1条の8第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、前項に規定する事前確認適合証の写しとする。

(管理計画の認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合において、当該申請に係る管理計画が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができるものとする。

(管理計画の認定の通知)

第6条 市長は、前条の認定をしたときは、省令第1条の12に規定する認定通知書に第4条の規定により提出を受けた申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該認定を受けた者(以下「認定管理者等」という。)に通知するものとする。

(認定の更新)

第7条 認定管理者等は、第5条の規定による認定又は次条第2項の規定による変更の認定を受けた管理計画について、その認定の更新の申請(以下「認定更新申請」という。)をしようとする場合は、認定の有効期間の満了の日前6月以内に省令第1条の13に規定する認定更新申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出を受けた認定更新申請について、その更新の認定をしたときは、省令第1条の14に規定する認定更新通知書に前項の規定により提出を受けた申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該認定更新申請をした認定管理者等に通知するものとする。

(認定を受けた管理計画の変更)

第8条 認定管理者等は、法第5条の17第1項の規定により、第5条の規定

による認定を受けた管理計画の変更（省令第1条の15に規定する軽微な変更を除く。以下同じ。）の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようするときは、省令第1条の16に規定する変更認定申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出を受けた変更認定申請について、その変更の認定をしたときは、省令第1条の17に規定する変更認定通知書に前項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該変更認定申請をした認定管理者等に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 第4条の規定による管理計画の認定申請、第7条第1項の規定による認定更新申請又は前条第1項の規定による変更認定申請（以下「認定申請等」という。）をした者は、その申請に係る市長の認定を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、認定申請等取下届（様式第1号）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第10条 市長は、提出を受けた認定申請等に係る管理計画が認定基準に適合しないと認めるときは、マンション管理計画を認定しない旨の通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（認定を受けた管理計画の軽微な変更）

第11条 認定管理者等は、認定を受けた管理計画（以下「認定管理計画」という。）について、省令第1条の15各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式第3号）の正本及び副本各1通に、それぞれ添付書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

（管理の取りやめ）

第12条 認定管理者等は、認定管理計画に係る管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、認定管理計画に係る管理計画認定マンションの管理取りやめ申出書（様式第4号）の正本及び副本各1通に、第6条、第7条第2項又は第8条第2項の規定による通知書及び第6条、第7条第2項又は第8条第2項の規定により通知を受けた申請書の副本及びその添付書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第13条 市長は、法第5条の18の規定により、認定管理者等に対し、管理計画認定マンションの管理の状況について、報告を求めようとするときは、法第5条の18の規定に基づく報告書提出の依頼文(様式第5号)により行うものとする。

2 認定管理者等は、前項の規定に基づく報告書提出の依頼を受けたときは、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第14条 市長は、認定管理者等が認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、法第5条の19の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理に関する改善命令書(様式第7号)により、相当の期限を定め、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(管理計画の認定の取消し)

第15条 市長は、次に掲げる場合には、法第5条の20の規定により、第5条の規定による認定(第7条第2項の規定による認定更新の認定及び第8条第2項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。)を取り消すことができる。

(1) 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。

(2) 認定管理者等から、第12条の規定に基づく認定管理計画に係る管理計画認定マンションの管理取りやめ申出書の提出があったとき。

(3) 認定管理者等が不正の手段により第5条の規定による認定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により第5条の規定による認定を取り消したときは、認定管理計画の認定取消通知書(様式第8号)により、当該認定管理者等であった者にその旨を通知するものとする。

(管理計画の認定に関する公表)

第16条 市長は、管理計画の認定申請をしようとする者が当該認定申請に係る申請書を提出する時において、管理計画について認定を受けた旨の公表を

することにつき同意をしたときは、センターと連携して、当該認定管理計画に係るマンションの名称並びに所在地及び本市が付与する認定コード等を公表することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。